

○共立蒲原総合病院組合規約

〔昭和40年1月14日〕
〔静岡県指令地第30号〕

| | | |
|----|---------------------|---------------------|
| 改正 | 昭和48年 7月31日地第 558号 | 昭和52年 6月 1日市第 278号 |
| | 昭和56年12月28日市第 1030号 | 昭和58年 1月25日市第 1052号 |
| | 昭和62年 3月10日市第 1303号 | 平成 6年 1月 7日市第 1196号 |
| | 平成11年 7月 1日市行第 138号 | 平成12年10月16日市行第 318号 |
| | 平成14年 4月 9日市行第 2号 | 平成15年 1月16日 |
| | 平成16年 7月 5日市行第 199号 | 平成18年 1月 4日市行第 463号 |
| | 平成19年 3月22日市行第 514号 | 平成20年10月15日自行第 474号 |
| | 平成22年 3月12日自行第 827号 | 平成23年 3月 3日自行第 745号 |

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、共立蒲原総合病院組合という。

(組織)

第2条 この組合は、静岡市、富士市及び富士宮市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 共立蒲原総合病院の経営
- (2) 介護老人保健施設芙蓉の丘の経営
- (3) 介護老人保健施設芙蓉の丘居宅介護支援事業所の経営
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この組合の目的を達成するため必要な事務

(事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は、富士市中之郷2500番地の1に置く。

第2章 議会

(組合議員の定数及び選挙方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は12人とし、その選出区分は次のとおりとする。

| | |
|------|----|
| 静岡市 | 5人 |
| 富士市 | 5人 |
| 富士宮市 | 2人 |

2 組合議員は、関係市の議会において、当該関係市の議会の議員のうちから選挙する。

3 組合議員の選挙を行う期日は、管理者が定めてこれを当該関係市の長に通知し

なければならない。

- 4 組合議員の選挙が終わったときは、当該関係市の長は、直ちにその結果を管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期及び失職)

第6条 組合議員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 組合議員が関係市の議会の議員でなくなったときは、同時に組合議員の職を失う。

(補欠選挙)

第7条 組合議員が欠けたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者1人及び副管理者2人を置く。

- 2 管理者は、静岡市長及び富士市長の互選による。
- 3 副管理者は、管理者となった関係市の長を除いた関係市の長をもって充てる。

(管理者の任期)

第9条 管理者の任期は、管理者となった静岡市又は富士市の長の在任期間による。

(職務権限)

第10条 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

- 2 副管理者は、管理者を補佐する。
- 3 副管理者は、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
この場合において、代理するときの順序は、副管理者の協議により定める。

(職員)

第11条 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

- 2 前項の職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

(経費)

第13条 この組合の経費は、診療収入、公債、財産より生じる収入、使用料その他の収入によるもののほか、関係市の分賦金をもって支弁する。ただし、臨時に多額の経費を必要とするときは、関係市の協議により、その都度これを定める。

2 前項の分賦金は、別表に定める負担割合をもって関係市に分賦する。

附 則

1 この規約は、許可の日から施行する。

2 国民健康保険蒲原町外二ヶ町組合规約は、廃止する。

3 第12条の経費の分賦割合は、昭和40年4月1日から適用し、昭和40年3月31日までは国民健康保険蒲原町外二ヶ町組合规約第11条の分賦割合による。

附 則（昭和48年7月31日地第558号）

この規約は、昭和48年10月1日から施行する。ただし、第12条の経費の分賦割合は昭和48年度から適用する。

附 則（昭和52年6月1日市第278号）

この規約は、許可の日から施行する。ただし、第12条の経費の分賦割合は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年12月28日市第1030号）

1 この規約は、許可の日から施行する。

2 改正後の規約第5条の規定は、昭和57年1月1日から施行する。

3 改正後の規約第12条の経費の分賦割合については、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年1月25日市第1052号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則（昭和62年3月10日市第1303号）

この規約は、許可の日から施行する。ただし、改正後の第12条第2項の分賦割合は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成6年1月7日市第1196号）

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成11年7月1日市行第138号）

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成12年10月16日市行第318号）

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。ただし、改正後の第12条第2項の分賦割合は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年4月9日市行第2号）

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成15年1月16日）

この規約は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成16年 7 月 5 日市行第199号）

この規約は、静岡県知事の許可の日から施行する。

附 則（平成18年 1 月 4 日市行第463号）

この規約は、平成18年 3 月31日から施行する。

附 則（平成19年 3 月22日市行第514号）

この規約は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年10月15日自行第474号）

この規約は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月12日自行第827号）

この規約は、平成22年 3 月23日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 3 日自行第745号）

この規約は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

別表（第13条関係）

| 経費区分 | | 関係市 | 負担割合 |
|--------------|------------|------|---------------|
| 第3条の事業に要する経費 | 第1号関係 | 静岡市 | 100分の 56.00 |
| | | 富士市 | 100分の 41.00 |
| | | 富士宮市 | 100分の 3.00 |
| | 第2号及び第3号関係 | 静岡市 | 100分の 63.04 |
| | | 富士市 | 100分の 33.94 |
| | | 富士宮市 | 100分の 3.02 |
| 上記以外の経費 | | | 関係市の協議により定める。 |